

(委員会提出議案第1号)

令和5年6月23日

議長 須 永 宣 延 様

提出者 都市建設常任委員会

委員長 田 中 正

## 議案提出について

令和5年第3回市議会定例会（6月23日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

### 記

[委員会提出議案第1号] 建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民負担軽減措置を求める意見書

[理由] 建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民負担軽減措置を求めるため

## 建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民負担 軽減措置を求める意見書

1970年から90年にかけて年間約30万トンという大量のアスベストが輸入されており、2004年までに約1,000万トンのアスベストが諸外国から日本に輸入され、主に建築物の建材に使用されてきた。

そして現在、アスベスト全面禁止となった2006年9月1日以前に建てられた既存の民間住宅の解体・改修工事が問題視されている。

国の補助制度として、社会資本整備総合交付金の「住宅・建築物安全ストック形成事業」があるが、対象建材が吹付け材等（レベル1）などに限定され、極めて不十分であり、石綿建材の多くが成形板等（レベル3）であることから、戸建てや小規模ビル等では補助対象とならない。

大気汚染防止法、石綿障害予防規則が改正され、石綿含有建材の調査報告対象が石綿含有成形板等（レベル3）まで拡大されている。また、解体改修時に石綿含有建材の有無に関し事前調査が義務化され、一定規模以上の工事を行う場合には、事前調査結果の報告も義務化された。このように、国は規制の強化を打ち出しているが、調査・除去費用は建築物の所有者等が負担することになる。

しかし、調査・除去費用を建築物の所有者等が負担することを避けるため、無届、違法工事が横行してしまえば、周辺住民や建設工事従事者の健康被害は計り知れないものとなる。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

### 記

- 1 国土交通省所管の「住宅・建築物安全ストック形成事業」にある「住宅・建築物アスベスト改修事業」について、アスベスト含有調

査・除去費用を石綿含有成形板等（レベル3）までを補助対象とし、国民の負担を軽減する措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月23日

熊谷市議会

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

財務大臣 様

厚生労働大臣 様

国土交通大臣 様

環境大臣 様